

南あわじ市慶野松原児童公園

自動販売機設置希望者

募集要項

南あわじ市では、慶野松原児童公園における自動販売機設置希望者（以下「設置事業者」という。）を下記のとおり募集します。

募集に応募される方は、募集要項の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1. 物 件

設置場所 南あわじ市慶野松原児童公園
 (南あわじ市松帆古津路970番地111)

2. 設置可能面積

台数 2 台
販売品目 清涼飲料水（缶・ペットボトル式）

3. 備考 屋外設置（別紙公園内）

4. 応募資格

（１）次のすべてに該当する法人又は個人は応募することができます。

- （ア）法人の場合、市内に営業所（本店または支店）を有し、個人の場合は市内に住所を有すること。
- （イ）自動販売機の設置義務（自ら管理・運営するものに限る。）について３年以上の実績を有していること。
- （ウ）会社更生法第 17 条の規定に基づく更生の手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- （エ）法令等の規定により販売について許認可を要する場合は、許認可等の免許を有していること
- （オ）国税及び地方税、南あわじ市税の未納がないこと。

（２）次に該当するものは応募できません。

- （ア）契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人等）
- （イ）次のいずれかに該当する者（その事実があった後、２年間とします。該当する者の使用人及び代理人）
 - i. 契約の履行にあたり、数量、品質、規格等を故意に不正し、利益を得、もしくは義務を免れた者
 - ii. 南あわじ市暴力団排除条例（平成 25 年南あわじ市条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員及び第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
 - iii. 公共の安全又は福祉を害するおそれのある団体に属する者

5. 自動販売機の設置条件

(ア) 契約期間

契約期間は、令和7年7月契約日から令和8年3月31日までとします。

(イ) 行政財産使用料

i. 行政財産使用料

売上高（税込）の5%（3ヶ月ごとに取りまとめ報告すること）

ii. 電気代 ※公園の電気を引き込む場合

月額電気料金（円）＝年間消費電力量（kwh）×電気料金単価（円）×
1/12

(ウ) 設置及び運営にかかる費用

- i. 自動販売機の設置、撤去及び維持管理等に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。撤去時には、現状復旧を行うこと
- ii. デザイン、POP等は公序良俗に反しないものとし、著しく華美でないもの
- iii. 工事等でやむを得ず自動販売機を移設する場合、設置事業者負担とする。

6. 維持管理および制限

契約期間中は次のことを遵守すること

- (ア) 商品の補充、金銭管理、回収ボックスの清掃などの管理は設置事業者が行うこと。
- (イ) 商品に関する苦情や問い合わせについては自動販売機に連絡先を明記すること。
- (ウ) 自動販売機の倒壊、及び食中毒等、南あわじ市及び第三者に損害を与えた場合は設置事業者の責任において解決するものとする。
- (エ) 自動販売機の盗難や破損事故等について南あわじ市の責めによることが明らかな場合を除き、一切の責任を負いません。

7. 利用上の制限

- (ア) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (イ) 販売品目に酒類、ノンアルコールビール及びビールテイスト飲料は販売しないこと。

8. 応募方法及び質問について

(ア) 応募方法

受付期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月9日（水）
 平日（火曜日から金曜日） 午前8時30分～午後5時15分
受付先 南あわじ市役所2階 商工観光課
 ＊ 持参のみ

(イ) 受付に必要な書類

「令和7年度南あわじ市慶野松原児童公園自動販売機設置事業者申込書」

(ウ) 設置事業者の決定

2名以上の申込みがあった場合は抽選とします。

日時 7月11日(金) 午前11時～午前11時30分

場所 南あわじ市役所2階201会議室

当日、立ち会うことができない場合職員がくじを引きます。

(エ) 抽選後、設置事業者が提出する必要書類

① 行政財産使用許可申請書【様式1】

(位置図、平面図、求積図、個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿謄本及び設置機器に関する書類(機器のカタログ等))

② 誓約書【様式2】

- * 抽選の結果、当選した者は上記の①～②を7月17日(木)までに提出するものとする。必要書類を提出できなかった場合、次点の者を繰り上げ当選とする。

《提出・問い合わせ先》

南あわじ市産業建設部商工観光課 土居・久留米

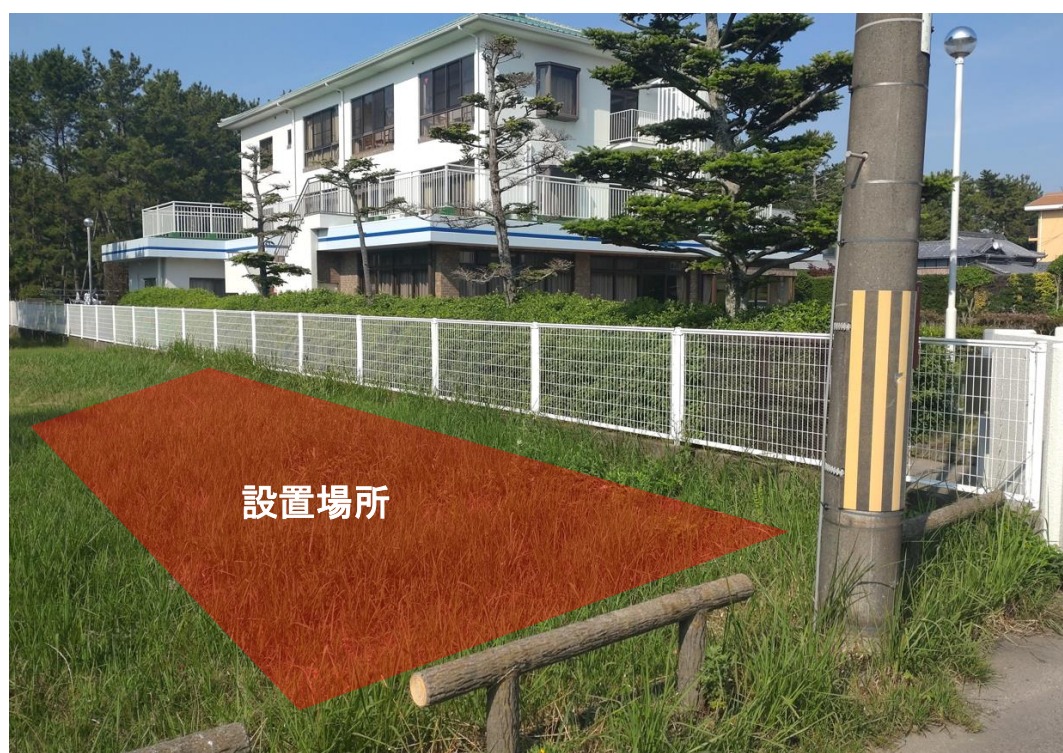
南あわじ市市善光寺22番地1

電話 0799-43-5221 F A X 0799-43-5321

設置場所及び位置図

南あわじ市慶野松原児童公園

住所 南あわじ市松帆古津路970番地111



受付番号

令和7年度 慶野松原児童公園 自動販売機設置事業者 申込書

令和7年 月 日

南あわじ市長 様

(申込者)

住所

代表者 (法人名)

電話

F A X

担当役職 氏名

このたび、南あわじ市が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上申し込みます。

設置場所	南あわじ市慶野松原児童公園 (屋外)
台数	2 台

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者 住所(法人にあってはその主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

印

行政財産使用申請書

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用許可について関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 使用申請場所及び名称

南あわじ市慶野松原児童公園 住所 南あわじ市松帆古津路970番地111

2 区分、種目、数量等

自動販売機 2台

3 使用目的

施設利用者への清涼飲料水の提供

4 使用許可期間 令和7年7月 日 ～ 令和8年3月31日

5 添付書類

(1) 位置図

(2) 平面図

(3) 求積図

(4) 個人にあっては住民票の写し並びに市・県民税及び固定資産税の納税証明書、法人にあっては商業登記簿謄本及び法人市民税納税証明書

(5) 設置機器に関する書類(機器のカタログ等)

(様式 8)

誓 約 書

令和 年 月 日

南あわじ市長
守 本 憲 弘 様

住所（所在地）

氏 名

〔 法 人 名 〕
代表者名

印

下記 1 の行政財産使用許可申請に当たり、南あわじ市暴力団排除条例（平成 25 年南あわじ市条例第 12 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記 2 のとおり誓約します。

記

1 使用申請場所及び名称

場 所 南あわじ市慶野松原児童公園（南あわじ市松帆古津路970番地111）

名 称 自動販売機の設置 2 台

2 誓約事項

(1) 申請者は、次のアからウまでに該当しません。

ア 条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団

イ 条例第 2 条第 2 号で規定する暴力団員

ウ 条例第 2 条第 3 号で規定する暴力団密接関係者

(2) 申請者が前号のほか「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、同特約の条項に基づく使用許可の解除、違約金の請求その他の南あわじ市が行う一切の措置について異議を述べません。

(3) 南あわじ市が、申請者が暴力団等に該当しないことを確認するため、役員一覧表その他必要な情報の提供を求めた場合は、遅滞なくこれに協力し、提供します。

(4) 南あわじ市が、この誓約書の写し及び前号により提供のあった情報を所管の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、警察署長にこの項第 1 号及び第 2 号に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を他の業務において暴力団を排除するために利用することについて意義を述べません。

(5) この申請による業務の履行に伴い、暴力団等から履行の妨害その他の不当な手段による要求（以下、「不当介入」という。）を受けたときには、南あわじ市に報告するとともに警察に届け出て、捜査上必要な協力を行います。

(次頁につづく)

(定義)

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に参与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ) (ア) 又は (イ) に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

第3条～第5条 （略）

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、契約に係る事務、その他全ての市の事務又は事業において、暴力団を利用することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としないこと等の必要な措置を講ずるものとする。

南あわじ市暴力団排除条例（抜粋）